十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表中

| | |
|---|---|
| 四　五以外の病院 | 結核病床の許可病床の数　一、六三三、〇〇〇円 |
| | 〇円 |

とあるのは

| | | |
|---|---|---|
| 四　五以下の病院 | 結核病床の許可病床の数 | 一、六三三、〇〇〇円 |
| | 精神病床の許可病床の数 | 一、五二三、〇〇〇円 |
| | | 〇円 |

とする。また、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同条第一項第一号の表第九号一の表第四号及び同条第一項第一号の表第九号七については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。